

# 第四次愛媛県全県域生活排水処理構想



令和5年3月  
愛媛県

## 第1章 構想の趣旨

- 1 構想の趣旨 . . . . . 1
- 2 目標年度 . . . . . 2
- 3 構想の策定方針 . . . . . 2

## 第2章 生活排水処理対策の現況と課題

- 1 生活排水処理施設の種類 . . . . . 3
- 2 生活排水処理施設の現況 . . . . . 4
- 3 生活排水処理施設からの発生汚泥 . . . . . 11
- 4 公共用水域の水質の現況 . . . . . 12
- 5 生活排水処理対策の課題 . . . . . 17

## 第3章 生活排水処理対策の目標

- 1 生活排水処理施設の整備計画 . . . . . 20
- 2 生活排水処理施設からの発生汚泥 . . . . . 29
- 3 汚水処理事業広域化・共同化計画 . . . . . 30
- 4 公共用水域の水質改善効果 . . . . . 32

## 第4章 生活排水処理対策の推進

- 1 生活排水処理対策の基本方針 . . . . . 34
- 2 具体的な施策の展開 . . . . . 35
- 3 各主体の役割 . . . . . 39
- 4 構想の進行管理 . . . . . 40

## 【参考資料】

- 1 国の補助制度について . . . . . 41
- 2 汚水処理事業広域化・共同化計画について . . . . . 43
- 3 汚泥の有効利用について . . . . . 45
- 4 市町別処理形態人口の推移について . . . . . 46

# 第1章 構想の趣旨

## 1 構想の趣旨

愛媛県は、美しい自然と豊富な水産資源を誇る瀬戸内海や宇和海に面しています。私たちは、このかけがえのない貴重な財産を後世に引き継いでいくため、これらの海域とそこに注ぎ込む河川の水質を保全し、快適でうるおいのある水環境を創造していかなければなりません。

現在、河川や海域の水質汚濁は、工場・事業場の排水規制の実施により過去に比べて改善されてきましたが、家庭から日常生活に伴い排出される生活排水については、排水処理施設の整備がいまだ十分でないなど対策が遅れており、水質に大きな負荷を与えています。

このため、本県では、平成9年度に「全県域下水道化基本構想（現愛媛県全県域生活排水処理構想）」を策定し、この構想をガイドラインとして生活排水処理施設整備を計画的に推進して参りました。

しかし、国・地方を問わない財政のひっ迫、過疎化や少子・高齢化の進展など、公共施設整備を取巻く社会環境は大変厳しくなっており、構想で示した整備計画の推進にも遅れが生じたことから、経済的で効率的な整備計画を再構築するため、平成15年度に第二次構想を、平成24年度に第三次構想を策定しました。

その結果、令和3年度末には、汚水処理人口普及率が82.1%に向上し、ほぼ目標値（令和4年度84.8%）を達成するなど、一定の効果を挙げてまいりましたが、全国平均（92.6%）と比較するとまだまだ低位にあり、今後とも、生活排水処理施設の一層の普及に向けた取組を進める必要があります。

このような状況の中、第三次構想が令和4年度末をもって目標年度を迎えることから、今後も計画的かつ効率的な生活排水処理施設の整備を進めるため、県下全市町と連携し、新たに令和14年度を目標年度とした「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想」を策定しました。



### メモ

#### \*汚水処理人口

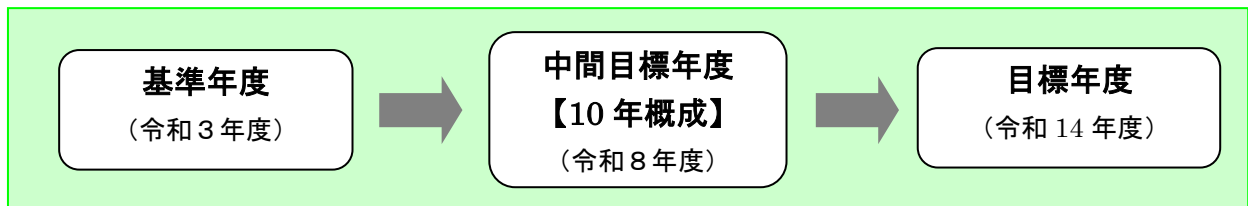
公共下水道等の集合処理施設処理区域内人口と合併処理浄化槽処理人口

$$*汚水処理人口普及率（\%） = \frac{\text{汚水処理人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

## 2 目標年度

第四次構想は、令和3年度を基準年度とし、令和14年度を最終目標年度として、県内全域における生活排水処理施設の計画的な整備を促進します。

また、第三次構想で定めた汚水処理の10年概成目標年度（令和8年度）は、中間目標年度とします。



## 3 構想の策定方針

この構想は、各市町において広域的な観点から各種事業の特性に応じて分担を調整し、地域住民の理解の下に処理区域の設定や整備手法の選定を行う必要があることから、策定しています。

なお、原則として、これまでの方針を踏襲し、次の事項を第四次構想の策定に当たっての方針としました。

- ①構想は、県下全市町を対象とする。
- ②構想の目標年度は、令和14年度とする。
- ③構想は、地域間格差の是正や施設整備上の問題点、維持管理の方法、施設から発生する汚泥量等の現状と課題を十分把握したうえで策定する。
- ④個別汚水処理は、合併処理浄化槽方式とする。
- ⑤原則として、従来進めてきた施策（既存施設・既存計画）を踏襲しながら、適用可能なあらゆる事業制度を活用する。
- ⑥整備手法の選定に当たっては、地域特性、住民意向、緊急性、経済性及び管理の容易性を考慮し、最適な整備手法を選定する。
- ⑦県、市町及び県民による一体的な推進体制を確立するため、全県域の汚水処理施設整備に向けて講ずべき施策を体系的に提示する。

# 第2章 生活排水処理対策の現況と課題

## 1 生活排水処理施設の種類の種類

生活排水処理施設の整備は、国土交通省や農林水産省、環境省などが所管する国庫補助制度や県費補助制度を活用して推進しています。

また、生活排水処理施設の種類の種類は、集合処理と個別処理に大別され、図1のように分類されます。

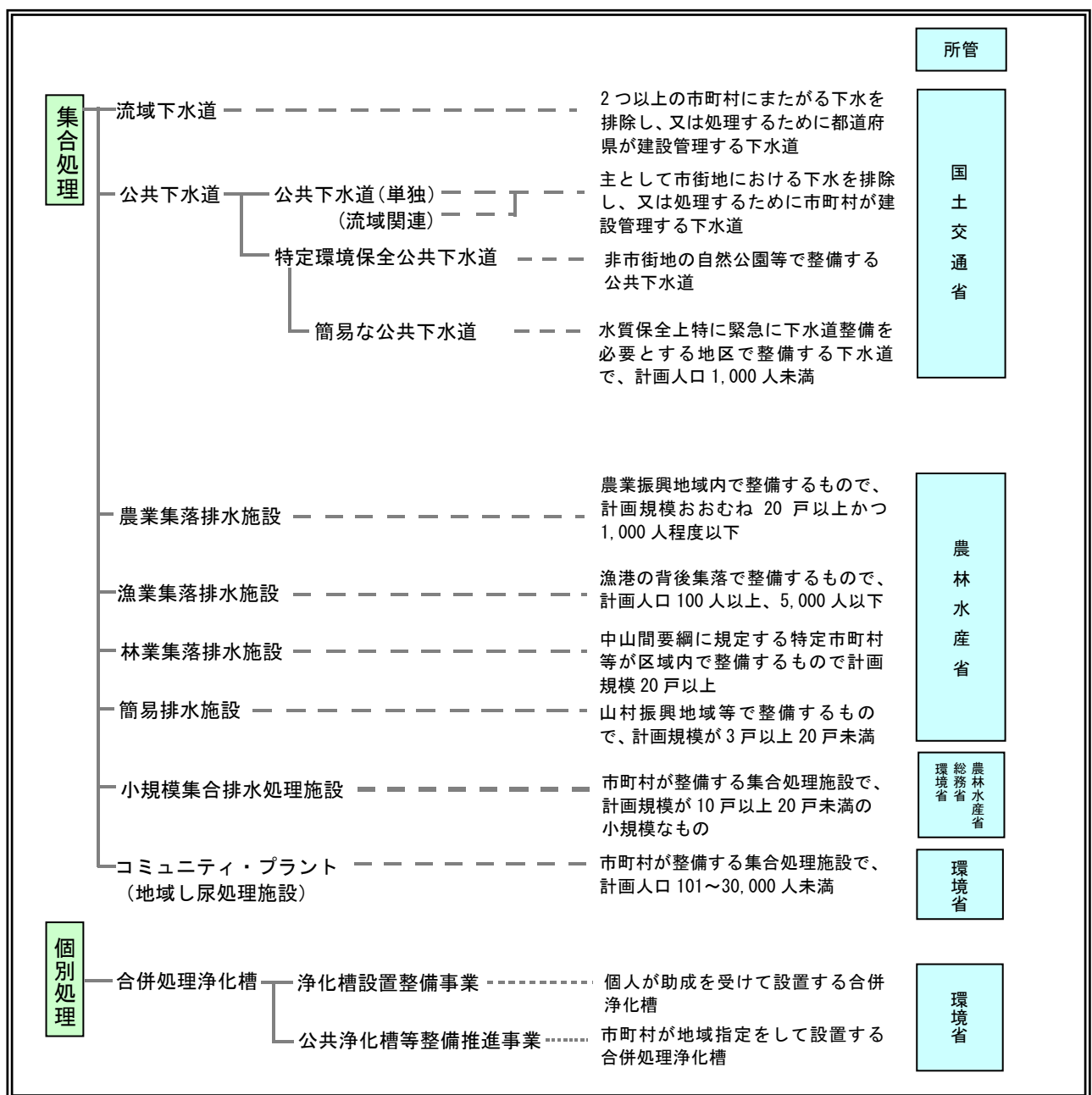


図1 生活排水処理施設体系図

## 2 生活排水処理施設の現況

### (1) 生活排水処理施設別の事業実施状況

県内の令和3年度末における生活排水処理施設別の事業実施市町村数は、表1に示すとおりであり、県下20市町のうち、19市町で公共下水道等の集合処理事業に、全20市町で合併処理浄化槽の個別処理事業に取り組んでいます。

表1 生活排水処理施設別の事業実施市町村数

生活排水処理 施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度 (現況)
集 合 処 理	公 共 下 水 道	17	23	15	15
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道	8	12	6	6
	農 業 集 落 排 水 施 設	17	24	12	11
	漁 業 集 落 排 水 施 設	2	7	5	5
	簡 易 排 水 施 設	1	1	1	1
	コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	6	7	5	4
集 合 処 理 実 施 市 町 村 数		35	44	19	19
個 別 処 理 実 施 市 町 村 数		37	54	20	20
生 活 排 水 処 理 施 設 整 備 事 業 実 施 市 町 村 数		53	68	20	20
全 市 町 村 数		70	70	20	20

備考 流域下水道、林業集落排水施設、小規模排水処理施設は県内では事業を実施していません。

各市町における生活排水処理施設別の事業実施状況は、表2のとおりであり、全20市町において、いずれかの生活排水処理事業を行っています。

表2 各市町における生活排水処理施設別の事業実施状況

(令和3年度末)

No.	市町名	下水道		農業集落排水施設	漁業集落排水施設	簡易排水施設	コミュニティ・プラント	浄化槽	
		公共下水道	特環下水道					個人設置	市町設置
1	松山市	○	○	○				○	
2	今治市	○	○	○	○		○	○	
3	宇和島市	○			○			○	
4	八幡浜市	○	○		○				○
5	新居浜市	○						○	
6	西条市	○						○	
7	大洲市	○		○				○	
8	伊予市	○	○	○		○		○	
9	四国中央市	○					○	○	
10	西予市	○		○				○	
11	東温市	○		○				○	
12	上島町		○	○			○		○
13	久万高原町	○		○					○
14	松前町	○						○	
15	砥部町	○		○				○	
16	内子町	○						○	
17	伊方町		○		○		○		○
18	松野町							○	
19	鬼北町			○					○
20	愛南町			○	○				○
合計		17		11	5	1	4	20	

凡例 ○ : 実施事業

## (2) 生活排水処理施設数

令和3年度末における生活排水処理施設数は、表3に示すとおり117施設であり、第三次構想基準年度である平成23年度末と比較して11施設減少していますが、これは施設の統廃合等によるもので処理対象エリアに変更はありません。

表3 処理施設数

生活排水処理 施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度
集 合 処 理	公 共 下 水 道	21	27	26	26
	特定環境保全公共下水道	8	12	13	12
	農業集落排水施設	21	51	63	57
	漁業集落排水施設	3	15	17	16
	簡易排水施設	1	1	1	1
	コミュニティ・プラント	8	9	8	5
合 計		62	115	128	117



### (3) 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

令和3年度末の汚水処理人口（生活排水処理施設で汚水処理を行っている人口）は、表4及び図2に示すとおり1,095千人で、行政人口（住民基本台帳人口）に占める割合である汚水処理人口普及率は、82.1%となっており、平成23年度末と比較すると汚水処理人口で55千人、普及率で10.0%の増加となっています。

表4 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

生活排水処理施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末	令和4年度末	
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度	第三次構想 目標値	推定値
行政人口		1,523	1,502	1,441	1,334	1,324	1,323
集合処理	公共下水道	365 (24.0%)	561 (37.3%)	686 (47.6%)	738 (55.3%)	749 (56.6%)	737 (55.7%)
	特定環境保全公共下水道	1 (0.04%)	12 (0.8%)	21 (1.4%)	18 (1.3%)	19 (1.5%)	18 (1.3%)
	農業集落排水施設	5 (0.3%)	29 (1.9%)	40 (2.8%)	33 (2.5%)	32 (2.4%)	32 (2.4%)
	漁業集落排水施設	2 (0.1%)	4 (0.3%)	5 (0.4%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)	3 (0.2%)
	簡易排水施設	0.05 (0.003%)	0.04 (0.003%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)	0.03 (0.002%)
	コミュニティ・プラント	8 (0.6%)	5 (0.4%)	6 (0.4%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)
小計		381 (25.0%)	611 (40.7%)	758 (52.6%)	793 (59.4%)	805 (60.8%)	791 (59.8%)
合併処理浄化槽		91 (6.0%)	192 (12.8%)	282 (19.5%)	302 (22.6%)	317 (24.0%)	310 (23.4%)
汚水処理人口 (汚水処理人口普及率)		472 (31.0%)	803 (53.5%)	1,040 (72.1%)	1,095 (82.1%)	1,122 (84.8%)	1,101 (83.2%)

備考 行政人口は各年度末の住民基本台帳人口です。  
( )内の%は、行政人口合計に対する生活排水処理施設別の割合です。

令和3年度末の汚水処理人口を生活排水処理施設別に見ると、1,095千人のうち、集合処理人口は、793千人と72.4%を占め、合併処理浄化槽による個別処理人口は302千人で27.6%となっています。

また、集合処理の内訳では、公共下水道が738千人で集合処理人口の93.1%を占めています。

第三次構想における目標値（令和4年度）は、行政人口1,324千人に対し、汚水処理人口1,122千人、汚水処理人口普及率84.8%と計画していたところ、同年度末の見込みでは、行政人口1,323千人に対し、汚水処理人口は1,101千人、汚水処理人口普及率は、83.2%であり、ほぼ計画どおりの普及率となっています。

また、令和3年度末の生活排水処理施設別の汚水処理人口普及率は、グラフに示すとおりであり、集合処理施設で59.5%、個別処理で22.6%、全体では、82.1%となり、平成23年度（第三次構想基準年度）の72.1%から10.0%向上しました。

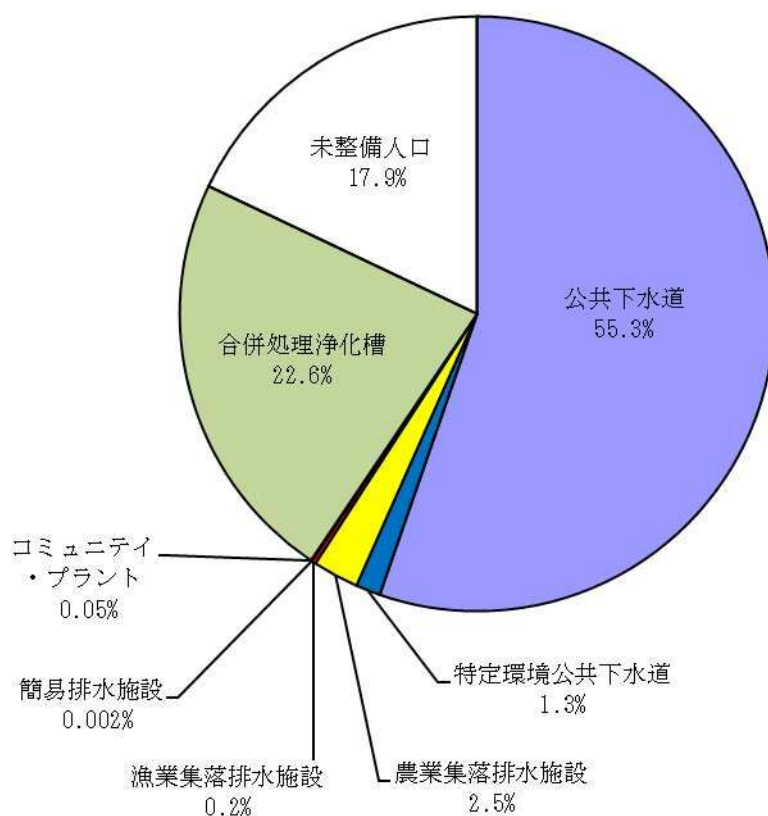


図2 生活排水処理施設割合（令和3年度末）

#### (4) 地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

令和3年度末における汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の状況を市町別に整理すると、図3に示すとおりです。

令和3年度末では、人口が集中している市においては、全市において汚水処理人口普及率が60%を超えているほか、11市中7市では80%を超えていますが、町においては、9町中2町が80%を超えているだけであり、中予地域及び東予地域で比較的高い汚水処理人口普及率を示しているものの、南予地域の汚水処理人口普及率は低く、特に松野町、愛南町では60%未満と、生活排水処理施設の整備が遅れています。

また、人口規模別の汚水処理人口普及率は、図4に示すとおりおおむね人口規模が小さい市町ほど施設整備が進んでいない状況がうかがえます。

なお、汚水処理人口普及率の地域間の最大と最小の格差は、表6に示すとおりであり、施設整備の進展等により、市町別格差は第三次構想基準年度である平成23年度の2.7倍から令和3年度2.0倍、地域別格差は同じく1.4倍から1.4倍、人口規模別格差は同じく1.6倍から1.4倍と改善傾向となっています。

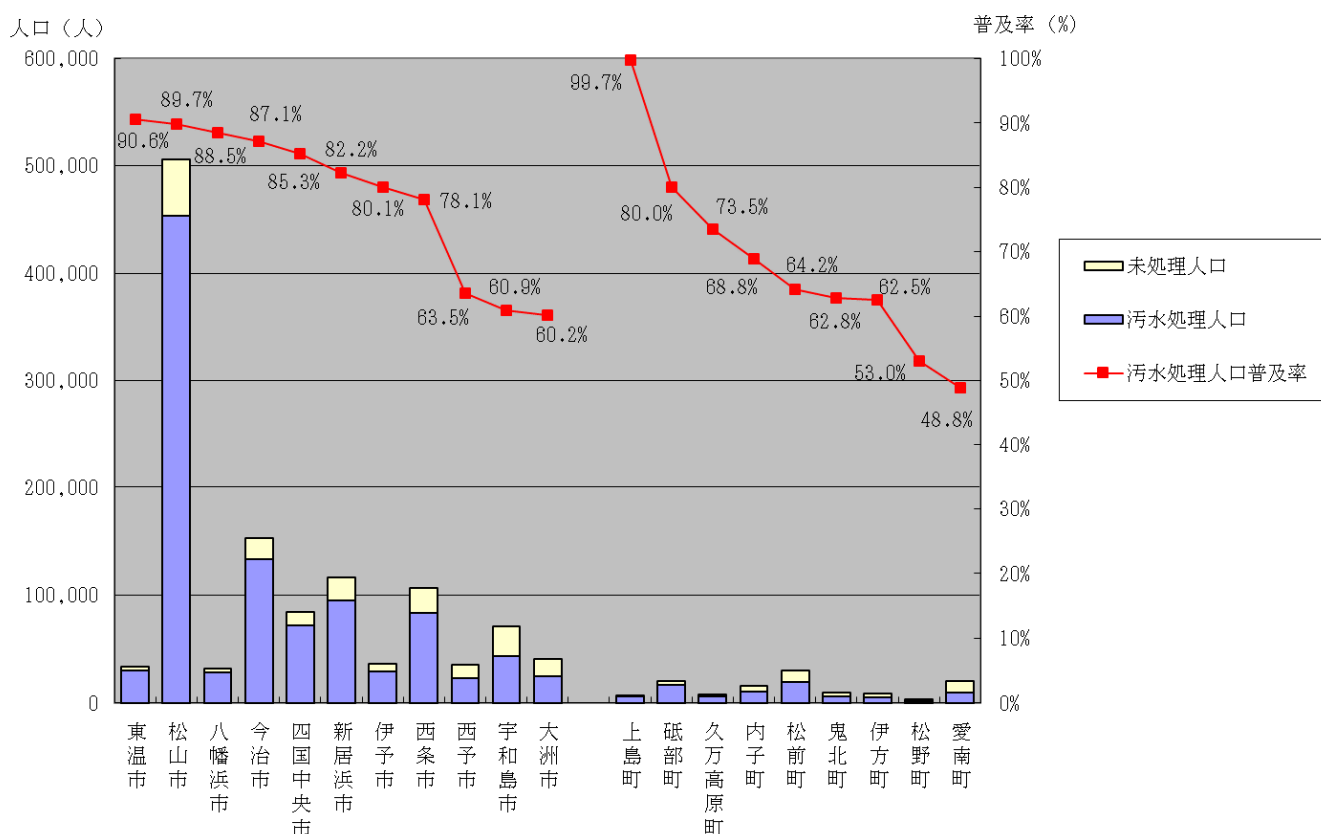


図3 市町別汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（令和3年度末）

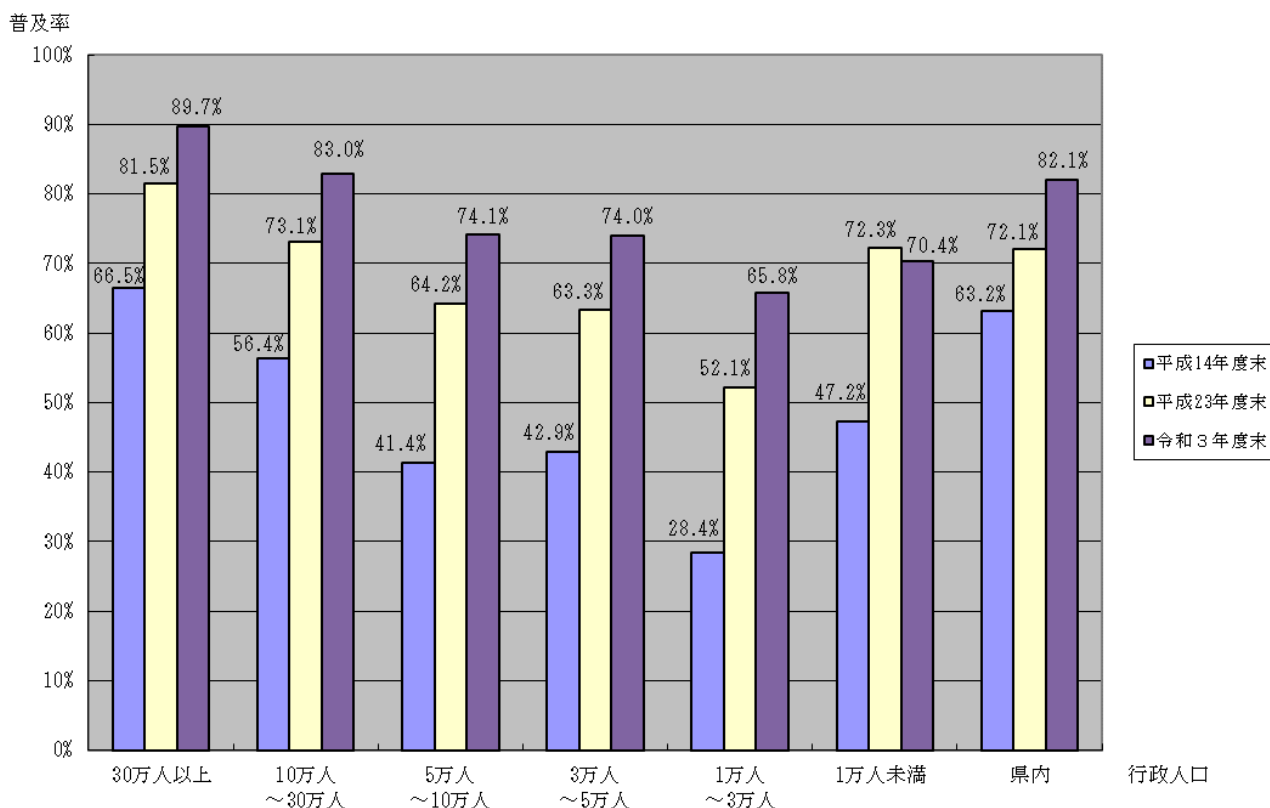


図4 人口規模別の汚水処理人口普及率

(注) 平成14年度の値は、市町村合併後の区分で算定しています。

表5 人口規模別市町一覧

(令和3年度末)

人口規模	対象市町
30万人以上	松山市
10万人～30万人	今治市・新居浜市・西条市
5万人～10万人	宇和島市・四国中央市
3万人～5万人	八幡浜市・大洲市・伊予市・西予市・東温市・松前町
1万人～3万人	砥部町・内子町・愛南町
1万人未満	上島町・久万高原町・伊方町・松野町・鬼北町

表6 汚水処理人口普及率地域格差

(令和3年度末)

	最大	最小	格差
市町別普及率	99.7% 上島町	48.8% 愛南町	2.0倍 (平成23年度2.7倍)
地区別普及率	87.5% 中予	64.4% 南予	1.4倍 (平成23年度1.4倍)
人口規模別普及率	89.7% 30万人以上	65.8% 1万人～3万人	1.4倍 (平成23年度1.6倍)

### 3 生活排水処理施設からの発生汚泥

令和3年度においては、表7に示すとおり、生活排水処理施設から2,489m<sup>3</sup>/日の汚泥（濃縮汚泥）が発生しており、このうち集合処理施設から1,706m<sup>3</sup>/日、合併処理浄化槽から353m<sup>3</sup>/日が発生しています。このほか、単独処理浄化槽から229m<sup>3</sup>/日、し尿処理場から201m<sup>3</sup>/日の汚泥が発生しています。

公共下水道の下水汚泥については、第五次えひめ循環型社会推進計画に基づき、バイオマス活用を進めているところであり、約半分（令和3年度推定活用率：53.9%）が肥料や土壌改良材等として再利用されています。

表7 生活排水処理施設別発生汚泥量

（単位：m<sup>3</sup>/日）

生活排水処理施設の種類		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度
集合処理	公共下水道（注）	711	1,186	1,487	1,649
	農業集落排水施設	6	47	68	53
	漁業集落排水施設	2	5	6	3
	コミュニティ・プラント	14	11	11	1
小計		733	1,249	1,573	1,706
合併処理浄化槽		124	247	271	353
生活排水処理施設計		857	1,496	1,844	2,059
単独処理浄化槽		412	306	332	229
し尿処理場		808	408	273	201
合計		2,077	2,210	2,450	2,489

（注）特定環境保全公共下水道を含みます。

## 4 公共用水域の水質の現況

本県では、水環境の保全を図るため、河川18水域、湖沼5水域、海域33水域において環境基準の類型指定を行い、定期的に水質測定を実施して環境基準の達成状況の把握に努めるとともに、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び愛媛県公害防止条例に基づき、工場・事業場に対して各種の排水規制を実施しています。

また、生活排水による水質汚濁が進行している重信川、肱川、渡川などの水域については、関係する11市町を平成3年度から順次、生活排水対策重点地域に指定して、生活排水対策を計画的、総合的に推進するため生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の効率的な整備や生活排水対策の普及啓発等に努めています。

令和3年度の環境基準達成状況は、表8に示すとおりであり、河川94.4%、湖沼100%、海域63.6%※となっております。（図5、表9、表10参照）。

※令和3年度は、燧灘海域で大規模な赤潮が継続（108日間）して発生したことから、赤潮プランクトンの影響によりCODが高くなり、同海域の広範囲で環境基準が達成できなかった。

表8 公共水域環境基準達成率

	類型指定 水域数	令和3年度		令和2年度	令和元年度
		達成 水域数	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)
河川	18	17	94.4	83.3	100
湖沼	5	5	100	100	100
海域	33	21	63.6	78.8	78.8



水質測定状況

### 【指標等の定義】

- 生活排水対策重点地域：生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるため、水質汚濁防止法に基づき県が指定した地域（県内6水域11市町）

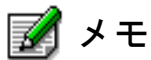
表9 水質基準地点における水質の現況（BOD）

（単位：mg/l）

河川名	基準地点名	環境基準		平成7年度末	平成14年度末	平成23年度末	令和3年度末
		類型	基準値	第一次構想 基準年度	第二次構想 基準年度	第三次構想 基準年度	第四次構想 基準年度
重信川	出合橋	A	2	8.5	4.3	2.1	1.0
肱川	生々橋	A	2	2.2	2.7	3.1	2.7
加茂川	加茂川橋	AA	1	0.7	0.8	0.5	<0.5
中山川	新兵衛橋	A	2	1.2	1.2	1.5	0.9
広見川	高知県境上流	A	2	0.6	1.0	0.8	1.2
銅山川	大古味橋	AA	1	0.9	1.2	0.8	<0.5
仁淀川	高知県境上流	AA	1	<0.5	0.6	<0.5	0.6
蒼社川	かんべ橋	A	2	1.5	1.1	0.6	0.6
岩松川	三島	AA	1	1.0	<0.5	0.8	0.7

備考 75%値を記入しています。

<0.5は0.5未満です。



メモ

### ○水質汚濁の環境基準

水質汚濁の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が水域の利用目的、現状水質等を考慮して指定を行っています。

水域区分	類型	項目	基準
河川	AA	BOD (生物化学的酸素要求量)	1 mg/l 以下
	A		2 mg/l 以下
	C		5 mg/l 以下
湖沼	A	COD (化学的酸素要求量)	3 mg/l 以下
	B		5 mg/l 以下
海域	A		2 mg/l 以下
	B		3 mg/l 以下
	C		8 mg/l 以下

### ○75%値

75%値とは、日間平均値の全データ（n個）をその値の小さなものから順に並べた時、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのことをいいます。河川のBODや海域のCODについて、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に、この75%値を使います。



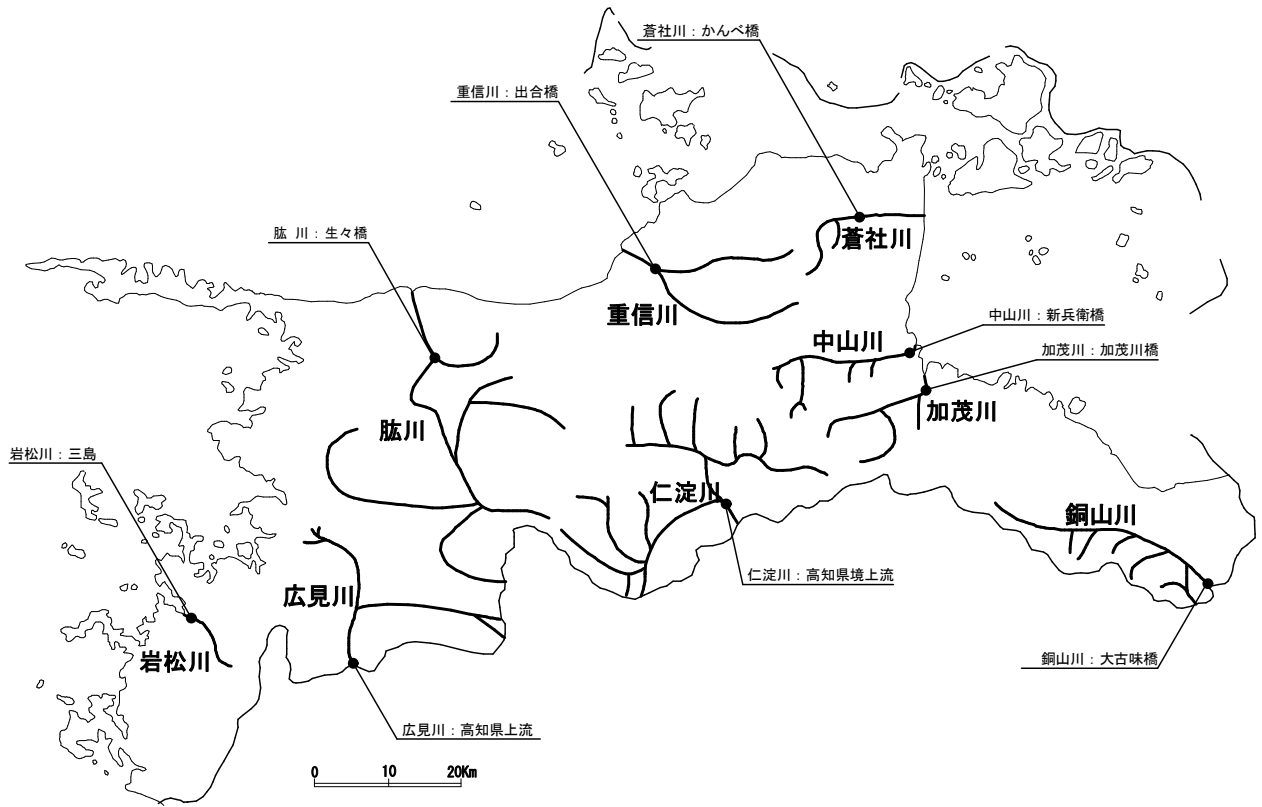


図5 水質基準地点位置図

表10 環境基準の達成状況

1. 河川 (BOD)

水域 統一 番号	類型指定水域名	類型	達成 期間	指定 年度	環境 基準 地点 数	環境基準達成状況(年度)																																				
						H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3										
1	石手川(甲)	C	ロ	49	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2	石手川(乙)	AA	イ	49	2	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○					
3	重信川(甲)	A	ロ	49	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
4	重信川(乙)	AA	イ	49	3	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
5	肱川水域(甲)	A	ロ	50	10	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×			
6	肱川水域(乙)	AA	イ	50	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	加茂川水域	AA	イ	51	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	中山川水域(甲)	AA	イ	51	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	中山川水域(乙)	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	広見川水域(甲)	AA	イ	51	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	広見川水域(乙)	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	三間川水域	A	イ	51	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	銅山川水域	AA	イ	52	2	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	仁淀川(甲)	AA	イ	52	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	仁淀川(乙)	A	イ	52	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	蒼社川(甲)	AA	イ	53	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	蒼社川(乙)	A	イ	53	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	岩松川水域	AA	イ	53	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域数					(42)	14	14	15	14	13	15	13	12	13	15	14	15	15	17	13	13	15	16	16	17	17	16	17	17	18	15	17										
類型指定水域数						18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
達成率(%)					—	78	78	83	78	72	83	72	67	72	83	78	83	83	94	72	72	83	89	89	94	94	89	94	94	100	83	94										

凡例 ○:環境基準を達成している水域 ×:環境基準を達成していない水域



## 5 生活排水処理対策の課題

### (1) 生活排水処理施設の整備財源の計画的確保と効率的執行

県内の市町の財政力指数（令和2年度）は、県全体で0.43、市平均で0.52、町平均で0.33と、財政的に脆弱な市町が多く、国・地方を問わない行財政改革が進められる中で、生活排水処理施設整備を円滑に推進するためには、市町行政における政策的位置付けを高めるとともに、国庫補助金等の財源の計画的な確保に努める必要があります。

また、人口減少による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来など、近年、汚水処理事業の経営環境は厳しさを増していることから、地域の状況に応じた集合処理区の適切な設定、整備手法の効果的選定はもとより、汚水処理施設の広域化や汚泥処理の共同化など、コスト削減に努めることが大切です。



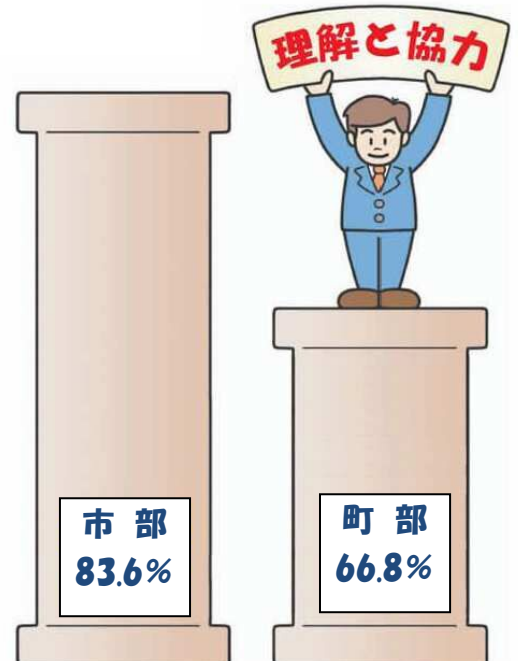
### (2) 生活排水処理施設の地域間格差の解消

汚水処理人口普及率は、従来から指摘されているとおり市町間の格差が生じており、概ね山間部や南予地域で、整備の遅れが見られます。このような格差は、同一市町内における住民サービスの地区間格差につながることも懸念されます。

このため、人口集積の小さい地域にあっても、地域住民の理解と協力を得ながら、合併処理浄化槽や農業・漁業集落排水施設整備事業を活用して、生活排水処理施設の整備に積極的に取り組む必要があります。

また、より低コストで効率的な生活排水処理施設の整備、管理が進められるよう、事業種別間での共同化等を検討することも大切です。

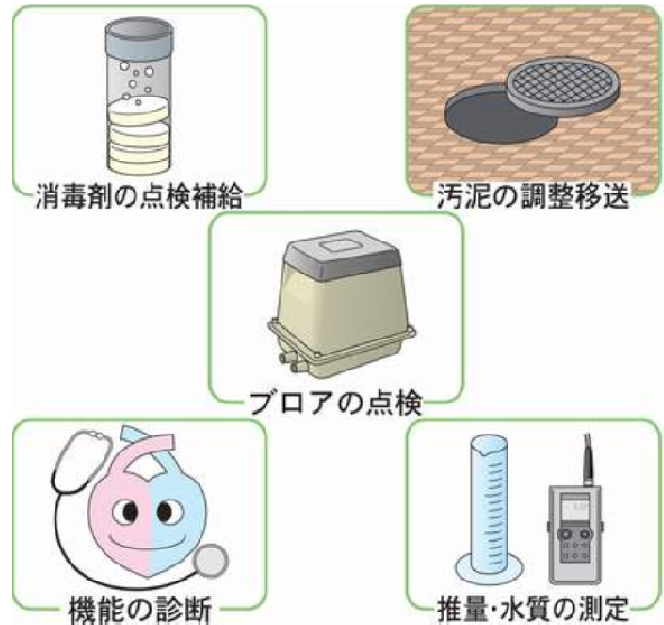
令和3年度 市部・町部別汚水処理人口普及率



### (3) 生活排水処理施設の管理の効率化・適正化

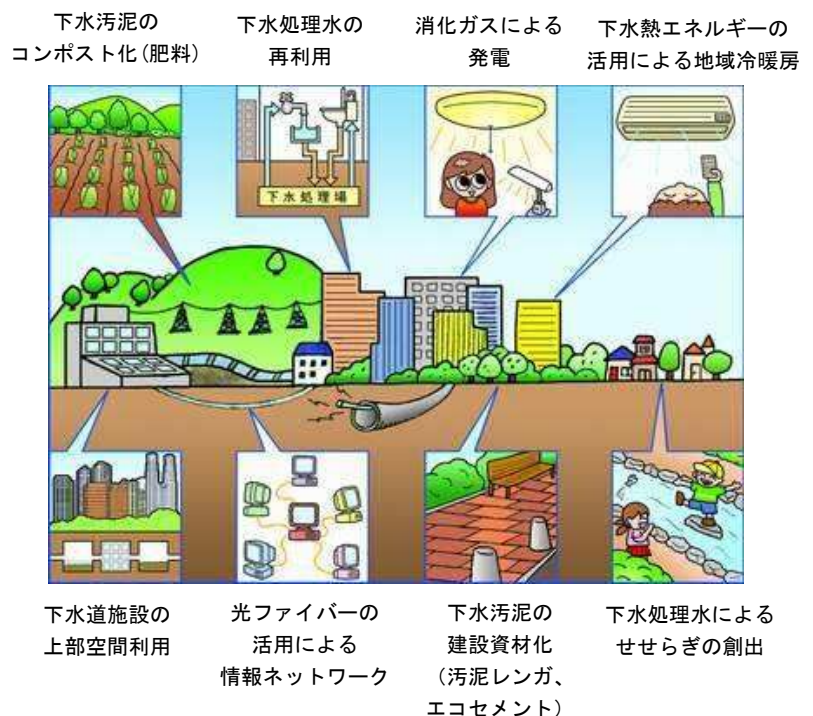
生活排水処理施設は、日常の維持管理を適切に行うことにより、初めてその効果が発揮されるものであり、各市町において総合的・効率的な維持管理体制を確立するとともに、個人設置の浄化槽についても定期検査の受検を促進する必要があります。

また、ライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び改築を行い、良質な生活排水処理サービスを持続的に提供することが重要であることから、各市町では、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施する必要があります。



### (4) 生活排水処理施設から発生する汚泥・処理水の適正処理

生活排水処理施設の整備とともに、発生する汚泥や処理水も増加が見込まれており、汚泥のバイオマスやエネルギー資源としての有用な利活用や、処理水の循環利用方策等について検討し、適正処理を図る必要があります。



## (5) 生活排水処理施設の未整備地域における生活雑排水対策の推進

台所や風呂等から排出される生活雑排水は、身近な河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

このため、廃食用油の処理や洗剤の適正使用等について地域住民への啓発を行うなど、生活排水処理施設の未整備地域においても、地域ぐるみで水質浄化への取り組みが進められるよう、対策を推進する必要があります。



# 第3章 生活排水処理対策の目標

## 1 生活排水処理施設の整備計画

### (1) 生活排水処理施設別の事業計画

中間目標年度（令和8年度）及び目標年度（令和14年度）においては、表11に示すように、県内の全20市町において、継続して生活排水処理施設整備事業を実施することとしております。

集合処理については、19市町において、公共下水道や農業集落排水施設等の事業を実施し、個別処理については、全20市町が事業を実施する計画です。

引き続き、県内全域で生活排水処理施設の整備を推進することとしており、山間部や南予地域においても生活排水処理施設の整備が促進されるものと期待されます。

表11 生活排水処理施設別の事業計画

生活排水処理 施設の種類の種類		第一次構想 基準年度 (平成7年度末)	第二次構想 基準年度 (平成14年度末)	第三次構想 基準年度 (平成23年度末)	第四次構想		
					基準年度	中間目標年度	目標年度
					(令和3年度末)	(令和8年度末)	(令和14年度末)
集 合 処 理	公 共 下 水 道	17	23	15	15	15	15
	特定環境保全公共下水道	8	12	6	6	6	6
	農 業 集 落 排 水 施 設	17	24	12	11	11	11
	漁 業 集 落 排 水 施 設	2	7	5	5	5	5
	簡 易 排 水 施 設	1	1	1	1	1	1
	コミュニティ・プラント	6	7	5	4	4	3
集合処理実施市町村数		35	44	19	19	19	19
個別処理実施市町村数		37	54	20	20	20	20
生活排水処理施設整備事業実施市町村数		53	68	20	20	20	20
全市町村数		70	70	20	20	20	20

## (2) 汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、表12に示すとおり、第四次構想の基準年度（令和3年度）の1,095千人、82.1%が、中間目標年度（令和8年度）においては1,115千人、87.7%、目標年度（令和14年度）においては1,096千人、91.2%に増加する計画です。

生活排水処理施設別に汚水処理人口の構成を見ると、最も多いのが公共下水道であり、令和3年度の55.3%から目標年度には61.1%へと5.8%増加しており、次いで合併処理浄化槽が22.6%から27.0%へと4.4%増加となっており、この両方で汚水処理人口の97%を占める予定です。

表12 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

生活排水処理施設の種類	第一次構想		第二次構想		第三次構想		第四次構想						
	基準年度 (平成7年度末)		基準年度 (平成14年度末)		基準年度 (平成23年度末)		基準年度 (令和3年度末)		中間目標年度 (令和8年度末)		目標年度 (令和14年度末)		
	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	人口 (千人)	汚水処理人口 普及率	
行政人口	1,523	-	1,502	-	1,441	-	1,334	-	1,272	-	1,202	-	
集合処理	公共下水道	365	24.0%	561	37.3%	686	47.6%	738	55.3%	748	58.8%	735	61.1%
	特定環境保全公共下水道	1	0.04%	12	0.8%	21	1.4%	18	1.3%	16	1.3%	16	1.3%
	農業集落排水施設	5	0.3%	29	1.9%	40	2.8%	33	2.5%	25	2.0%	19	1.6%
	漁業集落排水施設	2	0.1%	4	0.3%	5	0.4%	3	0.2%	3	0.2%	2	0.2%
	簡易排水施設	0.05	0.003%	0.04	0.003%	0.03	0.002%	0.03	0.002%	0.02	0.002%	0.02	0.001%
	コミュニティ・プラント	8	0.6%	5	0.4%	6	0.4%	1	0.1%	1	0.1%	0.2	0.01%
小計	381	25.0%	611	40.7%	758	52.6%	793	59.4%	793	62.4%	772	64.2%	
合併処理浄化槽	91	6.0%	192	12.8%	282	19.5%	302	22.6%	322	25.3%	324	27.0%	
汚水処理人口合計	472	31.0%	803	53.5%	1,040	72.1%	1,095	82.1%	1,115	87.7%	1,096	91.2%	

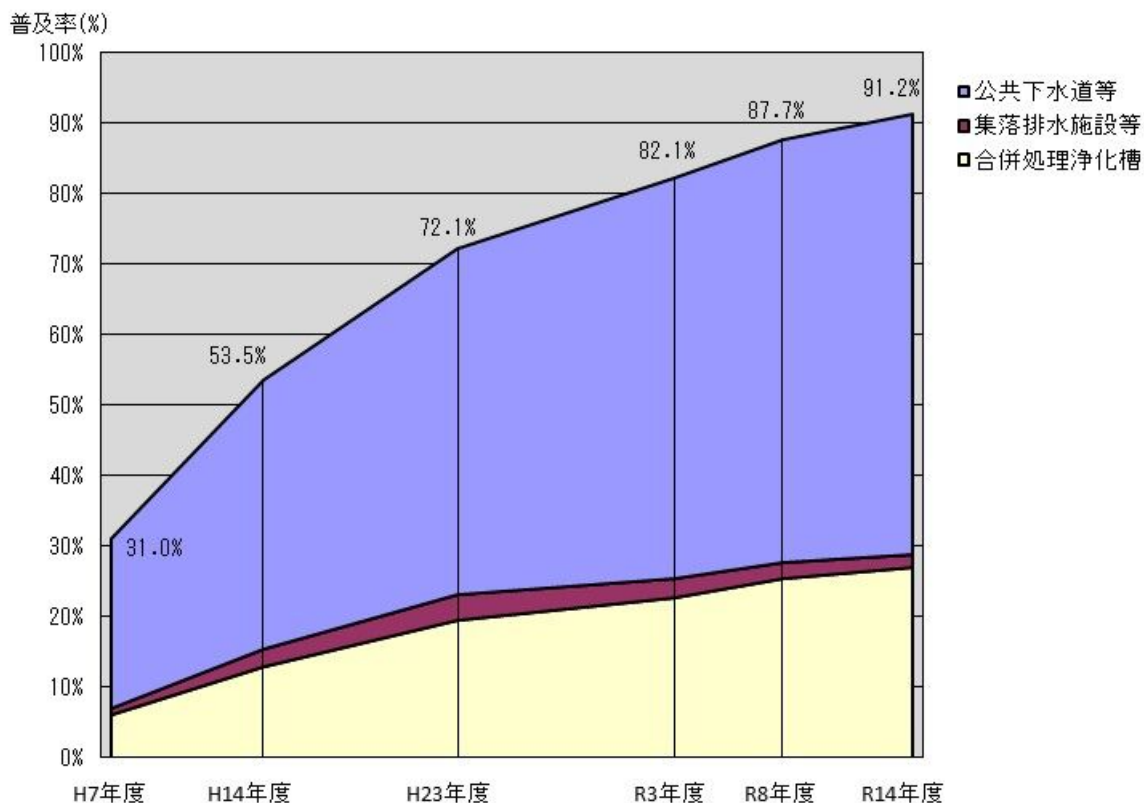


図6 生活排水処理施設別汚水処理人口普及率

市町別の汚水処理人口普及率については、表13から表16に示すとおり、着実に普及率が向上することとなっており、目標年度において汚水処理人口普及率が80%未満の市町は、5市町のみとなります。

表13 市町別汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率	基準年度 (令和3年度)			中間目標年度 (令和8年度)			目標年度 (令和14年度)		
	市	町	計	市	町	計	市	町	計
90%以上	1	1	2	3	1	4	6	1	7
80~90%未満	6	1	7	5	1	6	2	6	8
70~80%未満	1	1	2	0	5	5	3	0	3
60~70%未満	3	4	7	3	1	4	0	2	2
60%未満	0	2	2	0	1	1	0	0	0



表 14 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和3年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）								汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽	合計	
松山市	505,521	329,129	657	203				123,655	453,644	89.7%
今治市	152,532	92,809	6,853	12,929	562		167	19,499	132,819	87.1%
宇和島市	70,798	16,030			740			26,312	43,082	60.9%
八幡浜市	31,578	22,811	1,037		477			3,630	27,955	88.5%
新居浜市	116,052	74,626						20,762	95,388	82.2%
西条市	106,265	63,858						19,149	83,007	78.1%
大洲市	40,948	8,260		954				15,428	24,642	60.2%
伊予市	35,954	17,772	888	2,018		27		8,091	28,796	80.1%
四国中央市	83,944	53,842					343	17,389	71,574	85.3%
西予市	35,564	10,275		8,362				3,954	22,591	63.5%
東温市	33,275	23,566		2,245				4,341	30,152	90.6%
上島町	6,283		4,801	995			132	337	6,265	99.7%
久万高原町	7,564	2,952		1,521				1,087	5,560	73.5%
松前町	30,281	10,307						9,133	19,440	64.2%
砥部町	20,448	7,046		310				8,998	16,354	80.0%
内子町	15,621	4,903						5,852	10,755	68.8%
伊方町	8,597		3,664		696		57	953	5,370	62.5%
松野町	3,726							1,975	1,975	53.0%
鬼北町	9,643			2,101				3,958	6,059	62.8%
愛南町	19,868			1,602	704			7,393	9,699	48.8%
市計	1,212,431	712,978	9,435	26,711	1,779	27	510	262,210	1,013,650	83.6%
町計	122,031	25,208	8,465	6,529	1,400	0	189	39,686	81,477	66.8%
合計	1,334,462	738,186	17,900	33,240	3,179	27	699	301,896	1,095,127	82.1%

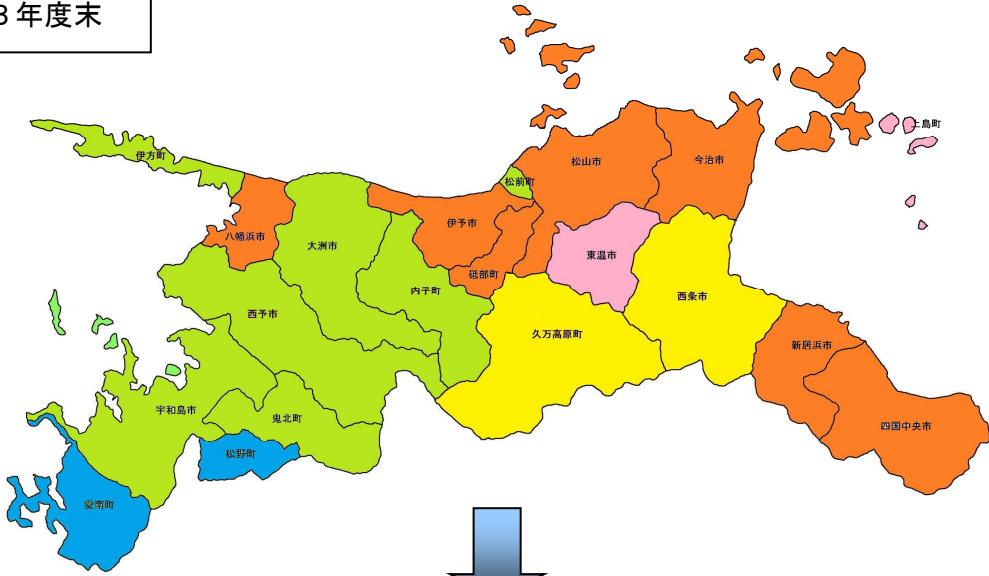
表 15 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和 8 年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）							合計	汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽		
松山市	498,500	343,330	648	199				129,627	473,804	95.0%
今治市	138,800	83,180	6,110	9,520	520		160	26,530	126,020	90.8%
宇和島市	63,949	15,652			668			26,012	42,332	66.2%
八幡浜市	28,350	20,530	933		429			3,590	25,482	89.9%
新居浜市	114,000	77,637						23,568	101,205	88.8%
西条市	102,000	67,510						17,820	85,330	83.7%
大洲市	37,320	8,907		893				15,835	25,635	68.7%
伊予市	32,800	16,159	866	1,823		23		9,291	28,162	85.9%
四国中央市	79,834	51,733					326	18,586	70,645	88.5%
西予市	32,518	12,649		4,857				4,954	22,460	69.1%
東温市	32,636	23,712		2,074				5,515	31,301	95.9%
上島町	6,149		4,742	965			113	306	6,126	99.6%
久万高原町	6,981	2,734		1,404				1,272	5,410	77.5%
松前町	28,976	11,481						10,585	22,066	76.2%
砥部町	19,200	8,380		291				7,288	15,959	83.1%
内子町	14,284	4,431						6,205	10,636	74.5%
伊方町	7,060		3,009		571		59	928	4,567	64.7%
松野町	3,197							2,295	2,295	71.8%
鬼北町	8,710			1,908				4,346	6,254	71.8%
愛南町	17,079			1,553	683			7,423	9,659	56.6%
市計	1,160,707	720,999	8,557	19,366	1,617	23	486	281,328	1,032,376	88.9%
町計	111,636	27,026	7,751	6,121	1,254	0	172	40,648	82,972	74.3%
合計	1,272,343	748,025	16,308	25,487	2,871	23	658	321,976	1,115,348	87.7%

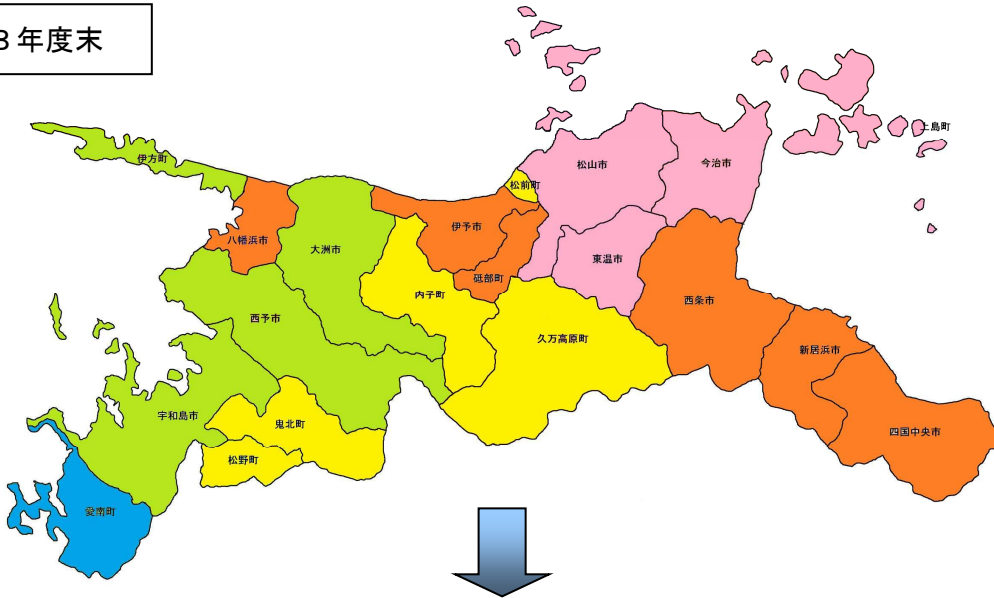
表 16 生活排水処理施設別の汚水処理人口及び普及率（令和 14 年度末）

市町名	行政人口 (人)	汚水処理人口（人）							合計	汚水処理人口 普及率
		公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集 落排水 施設	漁業集 落排水 施設	簡易排 水施設	コミュニ ティ・プ ラント	合併処 理浄化 槽		
松山市	486,740	336,711	633	195				128,937	466,476	95.8%
今治市	127,640	79,070	6,050	6,560	70			31,440	123,190	96.5%
宇和島市	55,868	15,198			585			25,075	40,858	73.1%
八幡浜市	24,489	17,792	809		372			3,553	22,526	92.0%
新居浜市	108,900	75,654						26,315	101,969	93.6%
西条市	95,800	67,160						16,060	83,220	86.9%
大洲市	33,904	8,246		821				15,947	25,014	73.8%
伊予市	31,240	16,390	794	1,170		15		9,530	27,899	89.3%
四国中央市	75,073	54,998						14,554	69,552	92.6%
西予市	28,937	12,716		3,166				6,184	22,066	76.3%
東温市	31,230	22,844		1,885				5,278	30,007	96.1%
上島町	5,640		4,358	886			94	279	5,617	99.6%
久万高原町	5,990	2,347		1,204				1,241	4,792	80.0%
松前町	28,258	11,739						12,221	23,960	84.8%
砥部町	17,900	9,981		273				5,428	15,682	87.6%
内子町	12,709	3,943						6,505	10,448	82.2%
伊方町	7,020		2,993		571		73	1,112	4,749	67.6%
松野町	2,847							2,365	2,365	83.1%
鬼北町	7,723			1,694				4,664	6,358	82.3%
愛南町	14,582			1,497	658			7,459	9,614	65.9%
市計	1,099,821	706,779	8,286	13,797	1,027	15	0	282,873	1,012,777	92.1%
町計	102,669	28,010	7,351	5,554	1,229	0	167	41,274	83,585	81.4%
合計	1,202,490	734,789	15,637	19,351	2,256	15	167	324,147	1,096,362	91.2%

令和3年度末



令和8年度末



令和14年度末

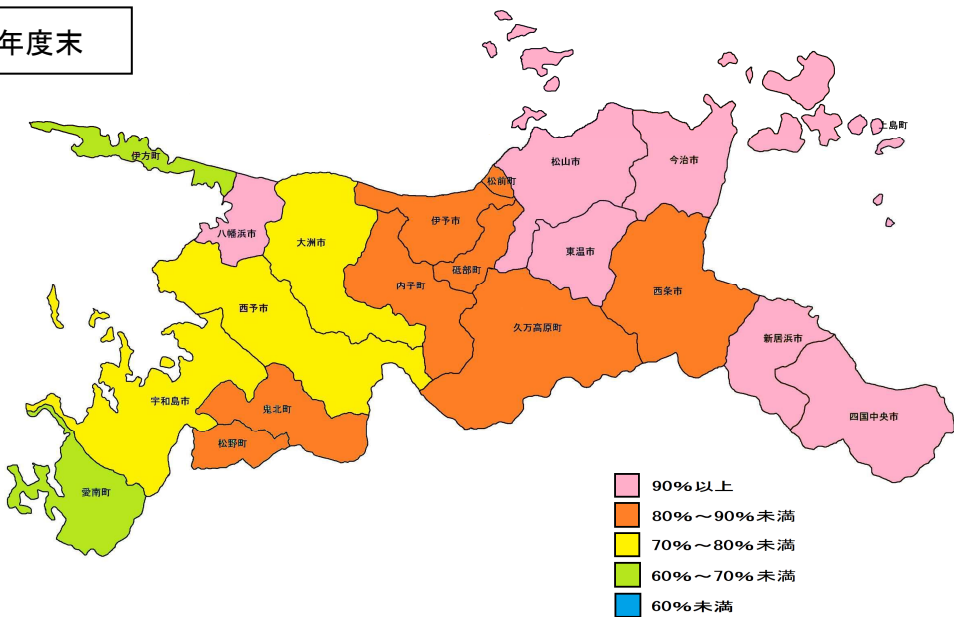


図7 污水处理人口普及率の推移

### (3) 地域別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率

目標年度における汚水処理人口及び汚水処理人口普及率の状況を市町別に整理すると、図8に示すとおりです。

大部分の市町で80%以上の普及率が達成される予定です。

また、人口規模別の汚水処理人口普及率についても、図9に示すとおり、人口規模による大きな格差が改善され、人口規模「30万人以上」及び「10万人～30万人」で95%を超えるほか、いずれの人口規模についても、80%以上の普及率となっています。

そして、汚水処理人口普及率の地域間における最大と最小の格差については、表18に示すとおり、市町別の格差は令和3年度2.0倍から令和14年度1.5倍に、地域別格差は1.4倍から1.2倍に、人口規模別格差は1.4倍から1.2倍にそれぞれ改善する計画となっています。

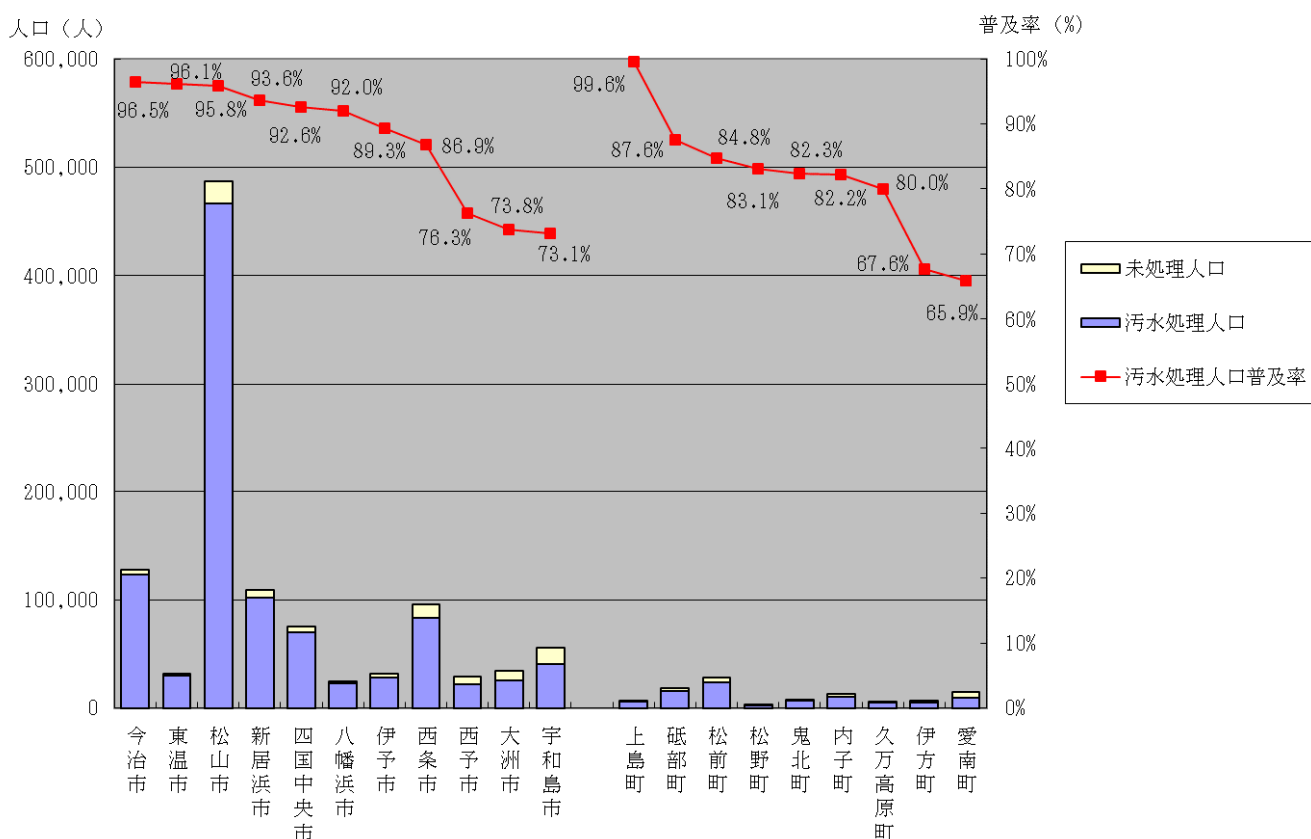


図8 市町別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（令和14年度末）

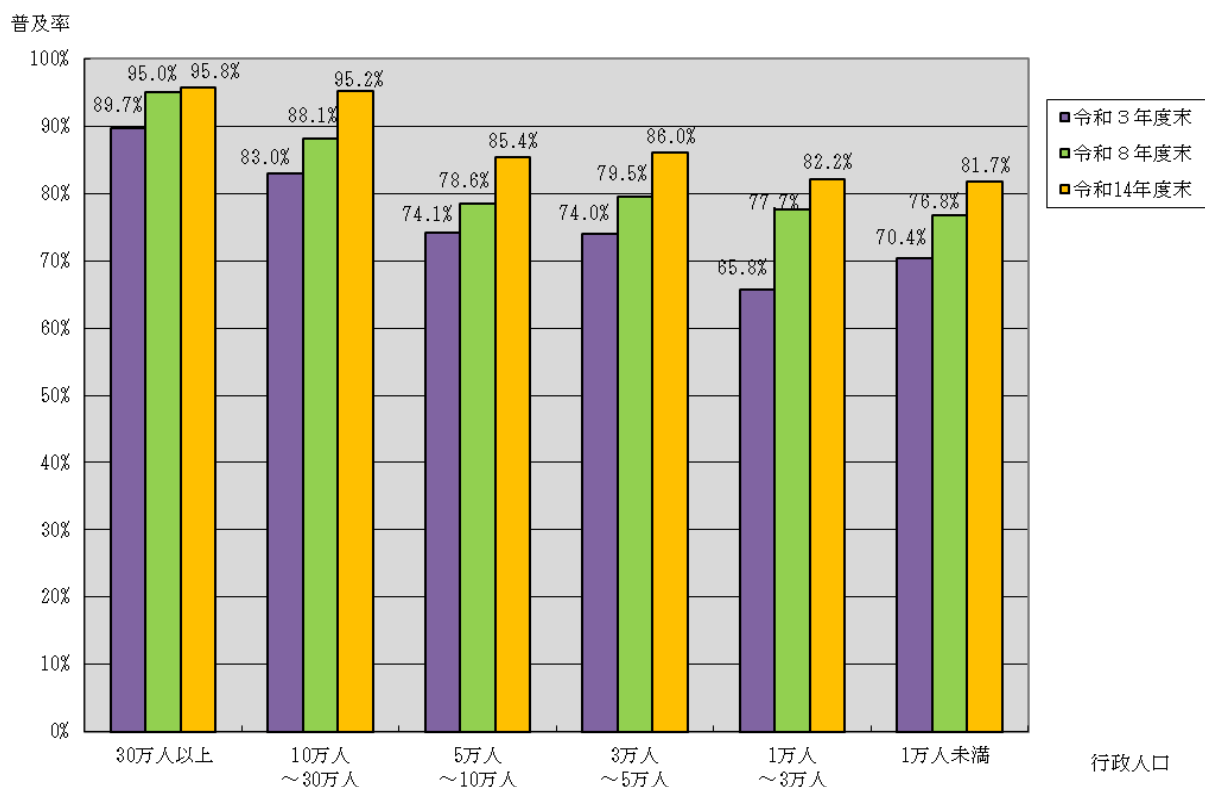


図9 人口規模別の汚水処理人口普及率

表17 人口規模別市町一覧

(令和14年度末)

人口規模	対象市町
30万人以上	松山市
10万人～30万人	今治市・新居浜市
5万人～10万人	宇和島市・西条市・四国中央市
3万人～5万人	大洲市・伊予市・東温市
1万人～3万人	八幡浜市・西予市・松前町・砥部町・内子町・愛南町
1万人未満	上島町・久万高原町・伊方町・松野町・鬼北町

表18 汚水処理人口普及率地域間格差

(令和14年度末)

	最大	最小	格差
市町別普及率	99.6%	65.9%	1.5倍
	上島町	愛南町	(令和3年度2.0倍)
地域別普及率	94.6%	76.6%	1.2倍
	中予	南予	(令和3年度1.4倍)
人口規模別普及率	95.8%	81.7%	1.2倍
	30万人以上	1万人未満	(令和3年度1.4倍)

## 2 生活排水処理施設からの発生汚泥

生活排水処理施設から発生する汚泥（濃縮汚泥）については、表 19 に示すとおり、中間目標年度において 2,382m<sup>3</sup>/日、目標年度において 2,270m<sup>3</sup>/日の汚泥が発生すると予測され、このうち、集合処理施設からは 1,714m<sup>3</sup>/日、1,672m<sup>3</sup>/日、合併処理浄化槽からは 398m<sup>3</sup>/日、401m<sup>3</sup>/日の発生が見込まれます。集合処理施設及び合併処理浄化槽からの発生汚泥は横ばいで推移しますが、一方で、単独処理浄化槽及びし尿処理場からの発生汚泥が減少するため、発生汚泥量としては、基準年度から減少で推移すると見込まれます。

公共下水道の下水汚泥については、約半分（令和 3 年度推定活用率：53.9%）が肥料や土壌改良材等として再利用されているところですが、第五次えひめ循環型社会推進計画（令和 7 年度活用目標値：約 85%）に基づき、今後も引き続き、肥料、土壌改良材、園芸用土壌等緑農地用資材としての利用及び焼却による焼却灰や溶融スラグのセメント原料等建設資材への利用やバイオマス、エネルギー資源としての有効利用を図っていく必要があります。

表 19 生活排水処理施設別発生汚泥量

（単位：m<sup>3</sup>/日）

生活排水処理施設等の種類		第一次構想 基準年度 (平成7年度末)	第二次構想 基準年度 (平成14年度末)	第三次構想 基準年度 (平成23年度末)	第四次構想		
					基準年度	中間目標年度	目標年度
					(令和3年度末)	(令和8年度末)	(令和14年度末)
集合処理	公共下水道（注）	711	1,186	1,487	1,649	1,667	1,638
	農業集落排水施設	6	47	68	53	42	32
	漁業集落排水施設	2	5	6	3	3	3
	コミュニティ・プラント	14	11	11	1	1	0.1
小計		733	1,249	1,573	1,706	1,714	1,672
合併処理浄化槽		124	247	271	353	398	401
生活排水処理施設計		857	1,496	1,844	2,059	2,112	2,073
単独処理浄化槽		412	306	332	229	140	109
し尿処理場		808	408	273	201	131	88
合計		2,077	2,210	2,450	2,489	2,382	2,270

（注）特定環境保全公共下水道を含みます。

### 3 汚水処理事業広域化・共同化計画

公共下水道や集落排水処理施設などの汚水処理事業については、人口減少による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来など、近年、経営環境は厳しさを増していることから、県では、別途、令和5年3月（見込み）に「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定し、より一層の事業の効率化を促進することとしています。

広域化・共同化計画では、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、委託業務の共同発注及び災害対応の広域連携の4項目について取りまとめ、表20のとおり、各取組みのロードマップを定めており、今後は、PDCAサイクルによる進行管理により、着実に汚水処理事業の広域化・共同化を進めることとしています。

表 20 汚水処理事業広域化・共同化計画ロードマップ

項目	市町等	施設の種類	受入施設	廃止施設	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）	
					令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度	
<b>(1) 汚水処理施設の統廃合</b>								
	全市町 全事務組合	—	—	—	設備更新等の機会を捉え、統廃合の検討を継続	同左	同左	
	四国中央市	公共下水道とし尿処理施設の統廃合	四国中央市川之江浄化センター	アイ・クリーン	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定			
	新居浜市	公共下水道とし尿処理施設の統廃合	新居浜市下水処理場	衛生センター	統廃合済み			
今治市	公共下水道の統廃合	公共下水道と集落排水施設の統廃合	北部終末処理場	小部浄化センター	統廃合済み			
			今治下水浄化センター	朝倉地区クリーンセンター 朝倉下地区水処理施設 古谷地区クリーンセンター	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定	
			大西水処理センター	九王水処理センター 宮脇水処理センター 山之内水処理センター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合完了予定		
			吉海浄化センター	椋名地区処理場	統廃合計画の検討	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
			伯方浄化センター	北浦東地区浄化センター	統廃合済み			
			井口浄化センター	盛地区浄化センター 瀬戸崎地区浄化センター	統廃合計画の検討 統廃合に係る工事の実施 一部統廃合完了予定	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定		
			宮浦浄化センター	大三島北地区処理施設	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定			
	集落排水施設の統廃合	集落排水施設とコミプラの統廃合	朝倉地区クリーンセンター	太ノ原・野田地区クリーンセンター 山越地区クリーンセンター 野々瀬地区クリーンセンター 清水地区し尿処理施設 緑ヶ丘団地コミプラ	統廃合済み			
			九和地区処理施設	与和木地区処理施設	統廃合完了予定			
			野々江地区処理施設	口総地区処理施設	統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定		
	東温市	集落排水施設の統廃合	集落排水施設とコミプラの統廃合	九和地区処理施設	玉川グリーンハイソコミプラ	統廃合計画の検討	統廃合完了予定	
	伊予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	伊予市下水浄化センター	大平地区農業集落排水処理施設	統廃合計画の検討	統廃合計画の検討	統廃合完了予定	
松山衛生事務組合 久万高原町	し尿処理施設の統廃合	松山衛生ecoセンター	久万高原町環境衛生センター	令和4年4月統廃合完了				
西予市	公共下水道と集落排水施設の統廃合	西予市宇和浄化センター	永長浄化センター 神野久浄化センター 田之筋浄化センター 中川浄化センター	統廃合に係る工事の実施	統廃合完了予定			
伊方町	公共下水道と集落排水施設の統廃合	九町浄化センター	田之浦処理場	統廃合計画の検討	統廃合完了予定			
愛南町	集落排水施設の統廃合	家串クリーンセンター	平瀨クリーンセンター	統廃合に係る工事の実施 統廃合完了予定				



項目	市町等	内容	短期（～5年間）	中期（～10年間）	長期（～30年間）										
			令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和33年度										
<b>(2) 汚泥処理の共同化</b>															
	東予ブロック	汚泥の共同処理を実施	各ブロックで共同化処理の検討を継続	同左	同左										
	中予ブロック	汚泥の共同処理を実施	松山市内4か所の公共下水道の汚泥を集約し、固形燃料化を実施	中予ブロックでの共同化を検討	同左										
<b>(3) 委託業務の共同発注</b>															
	全市町	ICTの整備	施設ごとに更新等の機会を捉え、ICT整備の検討を継続	同左	施設統廃合や市町内での整備状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
	全市町	企業会計に関する財政システムの導入	市町ごとに公営企業会計への移行等を踏まえ、検討を継続	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
	全市町 全事務組合	台帳の電子化	市町等ごとに国の標準仕様等を基に、電子化の検討を継続	同左	施設統廃合や市町等内での電子化状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
	全市町	包括的民間委託の実施	市町ごとに包括的民間委託導入の検討を継続 導入済みの市町等は、更に高いレベルの導入を検討	同左	施設統廃合や市町内での導入状況を踏まえ、市町間での共同化を検討										
<b>(4) 災害対応の広域連携</b>															
	県 全市町 全事務組合	緊急時対応訓練の実施	県の施策担当課が主導し、汚水処理施設の種類ごとに訓練を実施 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>汚水処理施設</th> <th>施策担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道</td> <td>都市整備課</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設</td> <td>農地整備課</td> </tr> <tr> <td>漁業集落排水施設</td> <td>漁港課</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設</td> <td>循環型社会推進課</td> </tr> </tbody> </table>	汚水処理施設	施策担当課	公共下水道	都市整備課	農業集落排水施設	農地整備課	漁業集落排水施設	漁港課	し尿処理施設	循環型社会推進課	PDCAを実施のうえ、緊急時対応訓練を継続実施	同左
汚水処理施設	施策担当課														
公共下水道	都市整備課														
農業集落排水施設	農地整備課														
漁業集落排水施設	漁港課														
し尿処理施設	循環型社会推進課														

## 4 公共用水域の水質改善効果

これまでの生活排水処理施設の整備等に伴う効果により、図10のとおり、各河川ともにBOD値は低減又は横ばいで推移しており、一定の水質改善を確認することができます。

今後、各市町において本構想に沿った施設整備が進捗することに伴い、更なる水質改善が見込まれるとともに、現在、環境基準未達成の河川についても達成することが期待されます。

なお、今後も環境監視を徹底し、達成状況を確認していくこととしています。

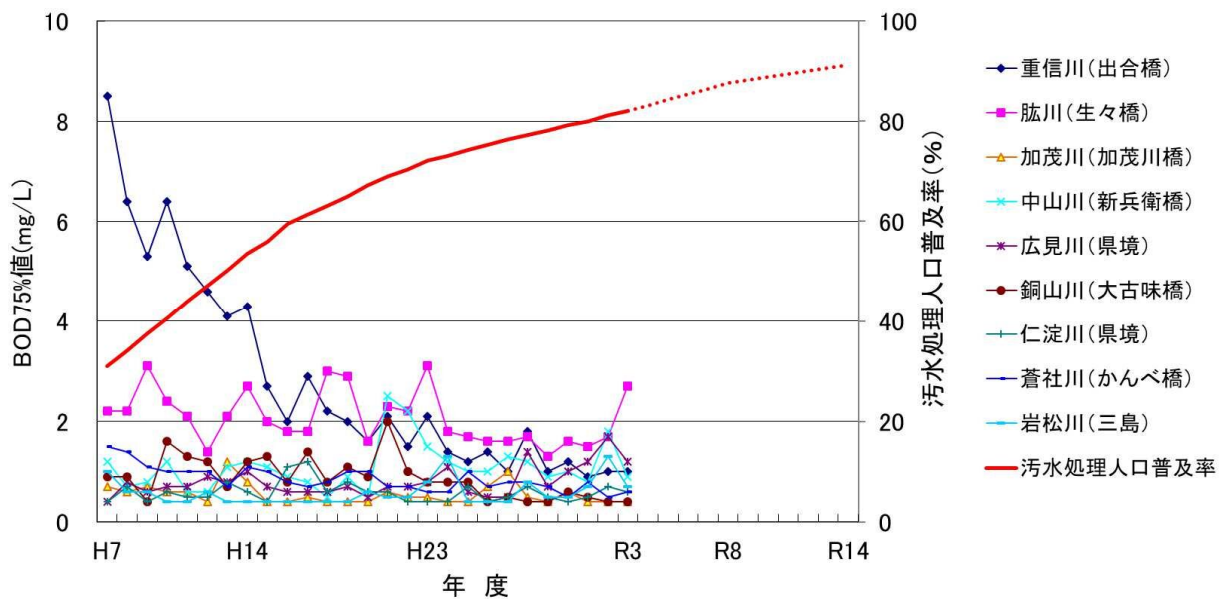


図10 河川のBOD測定結果及び污水处理人口普及率

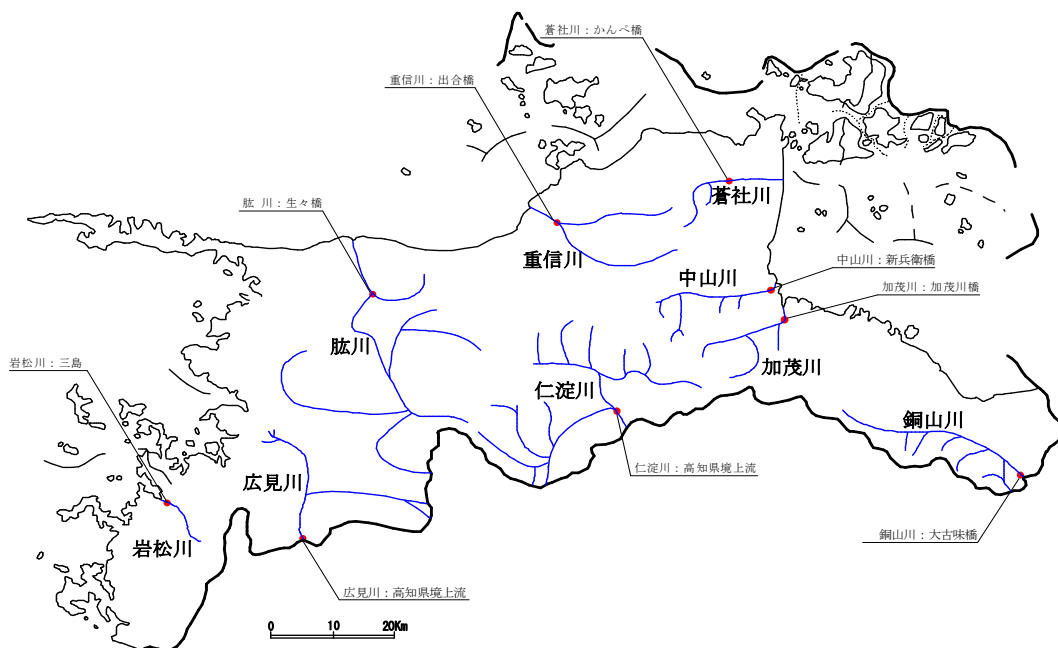


図11 県内河川の水質評価点

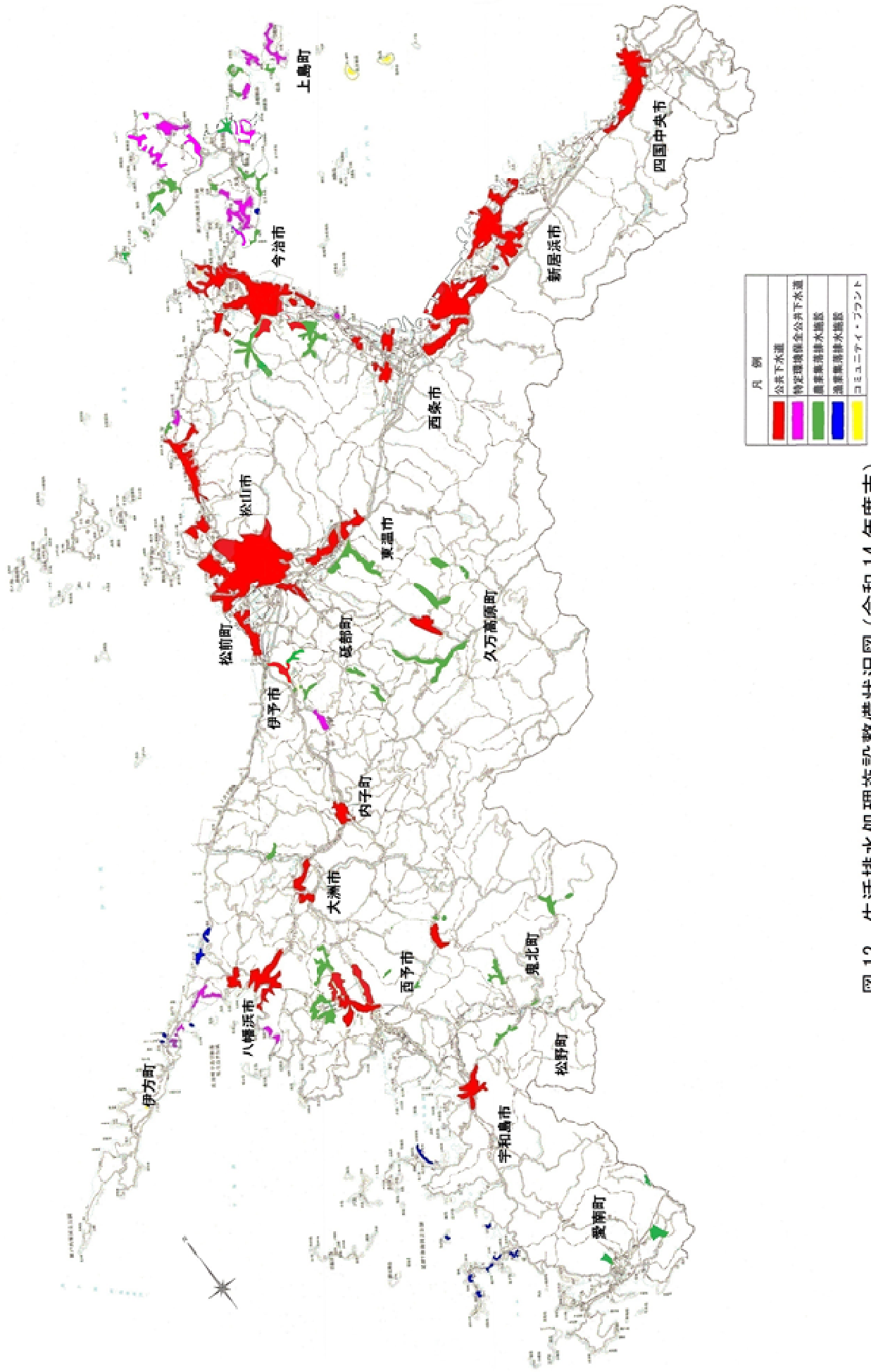


図 12 生活排水処理施設整備状況図（令和 14 年度末）

# 第4章 生活排水処理対策の推進

## 1 生活排水処理対策の基本方針

生活排水処理対策の現況と課題を踏まえ、生活排水処理対策の目標が計画的に達成されるよう、次の5項目を施策の基本方針として、生活排水処理対策を推進します。

- (1) 生活排水処理施設の整備拡大及び地域間格差の是正
- (2) 県民と行政の協働
- (3) 執行体制強化と財源の確保
- (4) 維持管理体制の整備
- (5) 資源の有効利用の推進



高茂岬

## 2 具体的な施策の展開

### (1) 生活排水処理施設の整備拡大及び地域間格差の是正

#### 面的整備の促進

- 集合処理施設については、生活排水処理の計画区域で供用が開始されるよう事業を積極的に推進します。
- 個別処理施設（合併処理浄化槽）については、市町が設置及び維持管理まで行う公共浄化槽等整備推進事業を積極的に推進します。

#### 施設の広域化・共同化

- 持続的な汚水処理事業の運営体制確立に向けて、「下水道広域化推進総合事業」などを活用し、複数の地方公共団体間における広域化・共同化、さらには、他分野との連携により、限られた人材の有効活用や管理の効率化を図ります。

#### 施設の高度処理化

- 公共用水域の富栄養化につながる窒素含有量及び磷含有量を削減するための高度処理施設の導入を促進します。

#### 生活排水対策重点地域における取り組みの強化

- 生活排水対策重点地域においては、地域ごとに策定されている「生活排水対策推進計画」に基づき公共用水域の水質改善が達成されるよう事業の推進に努めます。

## (2) 県民と行政の協働

### 県民の理解と協力

- 県民に対し、第四次構想及び市町計画の周知と理解の促進を図ります。
- 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び下水道処理区域等における接続の向上を促進します。
- 生活排水処理施設の未整備地区を重点に、食用廃油の流出防止や洗剤の適正使用等の生活排水対策を促進します。

### 情報の公開

- 市町の生活排水対策の実施状況及び公共用水域水質測定結果などの情報を積極的に公開して、生活排水処理施設等の必要性について理解を促進します。

### 生活排水処理施設整備に関する啓発

- 生活排水処理施設を円滑に整備し、機能を十分発揮させるとともに、水環境の保全を図るため、環境講座の開催など生活排水対策に関する環境学習の充実に努めます。

## (3) 執行体制強化と財源の確保

### 執行体制の強化

- 県庁内の生活排水処理施設担当課において、事業の進行管理、連絡調整等の相互連携を図ります。
- 県と市町の連携を一層深めるとともに、市町担当職員の資質向上のため、生活排水対策研修会の開催及び各施設整備事業に関する情報提供を行います。

### 財源の確保

- 国庫補助及び交付金に係る制度拡充等について、予算枠の増額、補助対象の拡大、補助率引き上げなどを国に対し積極的に働きかけます。
- 汚水処理事業の広域化・共同化により、コスト削減に努めます。

## (4) 維持管理体制の整備

### 維持管理体制の効率化及び適正化

○人口減少による使用料収入の減少や施設の老朽化の課題に対応するため、汚水処理施設全体の広域化・共同化や、性能規定発注による処理場等の包括的民間委託の導入など、効率的な維持管理体制への移行を促進します。

### 維持管理の適正化

○個人が設置している合併処理浄化槽については、法定検査実施の徹底を図ります。  
○公共浄化槽等整備推進事業の推進により、市町が設置・管理する合併処理浄化槽の導入拡大を図り、維持管理を徹底します。  
○ライフサイクルコストの最小化を図りつつ、持続可能な汚水処理事業の実現を実現するため、ストックマネジメントの導入を積極的に促進します。

### 耐震対策の強化

○施設の耐震性能の向上を図るとともに、仮に被災しても早期に機能回復が図れる体制づくりを促進します。

## (5) 資源の有効利用の推進

### 汚泥の有効利用

○処理施設から発生する汚泥については、肥料、土壌改良材、園芸用土壌などの緑農地利用資材やセメント原料などの建設資材としての利用、また、消化ガス発電や固形燃料などのバイオマスエネルギーとしての利用など、「第五次えひめ循環型社会推進計画」と連動して有効利用を促進します。

### 処理水の有効利用

○処理施設からの処理水については、再生水や農業用水等への有効利用を促進します。

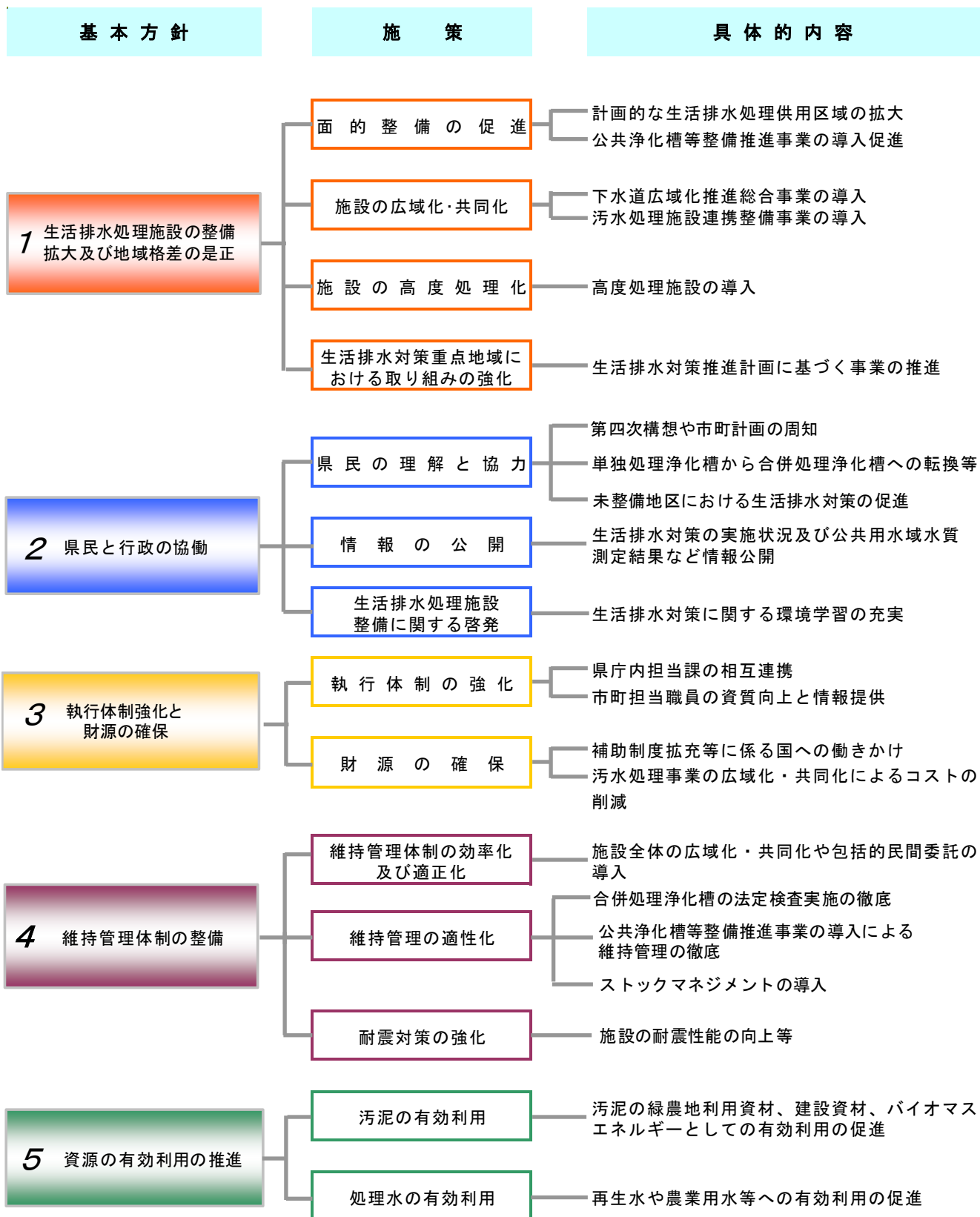


図 13 施策の体系図

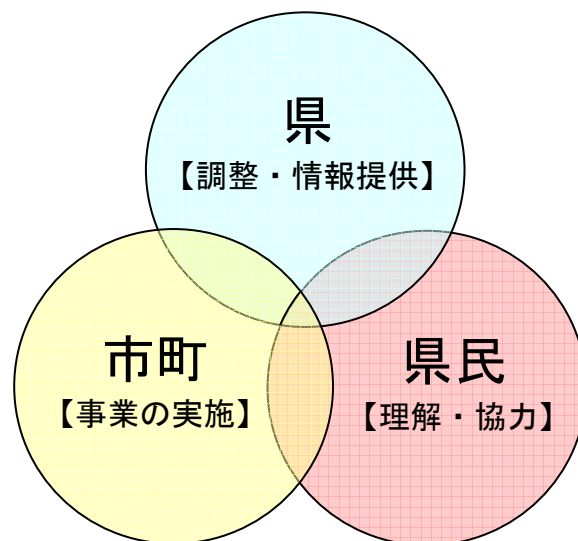


### 3 各主体の役割

生活排水対策を効率的に推進するため、次のとおり、県、市町、県民の果たすべき役割を示し、相互に協力しながら、快適で潤いのある水環境の実現に向けて一体的に取り組めます。

#### 【県の役割】

- 市町が実施する生活排水処理施設整備事業の進捗状況の把握及び各種事業間の調整を行い、構想の進行管理に努めます。
- 生活排水処理施設整備事業に関する市町への助言と研修会開催による市町担当職員の資質向上や情報提供により、効率的な事業の実施を推進します。
- 環境講座の開設など、環境学習の充実により、県民への啓発に努めます。
- 「第五次えひめ循環型社会推進計画」等と連動して、資源の有効利用を推進します。
- 事業実施状況や水質測定結果等の情報を定期的に公開します。



#### 【市町の役割】

- 生活排水処理施設の長寿命化計画又はストックマネジメント計画を策定し、計画的な改築・更新を推進します。
- 構想に基づく生活排水処理の拡充に努めます。
- 各種研修制度の活用等による事業執行体制の強化と財源の確保やコストの一層の削減に努めます。
- 集合処理施設については、効率的な維持管理と高度処理施設の導入に努めるとともに、合併処理浄化槽については、公共浄化槽等整備推進事業を積極的に導入し、維持管理の徹底を図ります。
- 生活排水対策や市町計画について、住民への啓発に努めます。
- 生活排水処理施設から発生する汚泥や処理水の有効利用を推進します。
- 下水道広域化推進総合事業、汚水処理施設連携整備事業を活用し、汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、汚水処理施設等の広域化・共同化に努めます。
- 生活排水対策重点地域においては、生活排水対策推進計画に基づき取り組みの強化を図ります。

#### 【県民の役割】

- 構想の趣旨を理解し、集合処理施設へのつなぎ込みや合併処理浄化槽の法定検査実施による適正な維持管理など、生活排水処理の徹底と地域の水環境の保全に努めます。
- 集合処理施設による整備計画が予定されていない地域においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止するため、食用廃油等の流出防止や洗剤の適正使用に努めます。

## 4 構想の進行管理

庁内関係課で各取組みを着実に実施し、連絡調整等により PDCA サイクルによる進行管理を行い、生活排水処理施設の普及を進めます。

また、令和9年度には、中間目標の結果を踏まえ、必要に応じ、計画の修正や施策の見直しなど、構想の中間見直しを行います。

